

議案第 86 号

市道路線の廃止について

下記の市道の路線を廃止したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
幹 第 9 号 線	狭山市鶉ノ木 4 6 5 3 番 7 地先	
	狭山市入間川四丁目 4 4 8 1 番 2 地先	
A 第 6 3 6 号 線	狭山市鶉ノ木 4 5 9 3 番 1 地先	
	狭山市鶉ノ木 4 6 1 2 番 2 地先	
A 第 6 3 9 号 線	狭山市鶉ノ木 4 6 5 6 番 2 地先	
	狭山市鶉ノ木 4 6 5 6 番 1 地先	
A 第 6 4 5 号 線	狭山市鶉ノ木 4 8 5 1 番 8 地先	
	狭山市入間川四丁目 5 0 3 0 番 3 地先	
A 第 6 6 9 号 線	狭山市入間川四丁目 4 5 9 7 番 2 地先	
	狭山市入間川四丁目 4 5 9 6 番 2 地先	
A 第 6 7 0 号 線	狭山市入間川四丁目 4 5 8 8 番 8 地先	
	狭山市入間川四丁目 4 5 9 7 番 2 地先	
A 第 6 7 3 号 線	狭山市入間川四丁目 4 5 0 1 番 3 地先	
	狭山市入間川四丁目 4 5 0 0 番 1 6 地先	
A 第 9 1 0 号 線	狭山市入間川四丁目 4 5 3 9 番 1 地先	
	狭山市入間川四丁目 4 5 4 4 番 9 地先	

平成30年8月31日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

都市計画道路狭山市駅上諏訪線の供用開始により分断された路線を廃止したいので、この案を提出するものである。